

千労発基 1121 第1号-3
令和7年 11月 21日

各 位

千葉労働局長



千葉県下に設定されている特定最低賃金額等の周知について(協力依頼)

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、千葉労働局では、千葉県下に設定している7件の特定最低賃金のうち2件について、下記のとおり、令和7年12月25日から金額を改正いたします。

また、最低賃金引上げの環境整備のため、厚生労働省では「賃上げ」支援助成金パッケージを設けるほか、関係機関で各種支援施策を設けております。

つきましては、千葉県特定最低賃金及び各種支援施策について、別添の一覧表及びリーフレット等の窓口への掲示等による周知につき、御高配を賜りたくお願い申し上げます。

記

特定最低賃金の改正状況(金額は時間額、発効日は令和7年12月25日)

件 名	改正後の金額	改正前の金額	引上額
鉄 鋼 業	1, 210円	1, 147円	63円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1, 169円	1, 105円	64円

(ご参考)

最低賃金には地域別最低賃金と特定最低賃金があり、特定最低賃金は特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。

千葉県下に設定されている7件の特定最低賃金のうち、調味料製造業最低賃金等の5件について、令和7年度の改正はありません。このため、5件の産業に従事する労働者とその使用者には千葉県最低賃金(時間額1,140円:令和7年10月3日発効)が適用されます。

(担当) 千葉労働局
労働基準部賃金室
坂元・前田
電話: 043-221-2328

千葉県の

最低賃金

◆千葉県最低賃金

令和7年10月3日から

時間額 **1,140** 円

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。
- ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県最低賃金のいずれか高い方が適用されます。

◆特定最低賃金

鉄 鋼 業	時間額 1,210 円	令和7年 12月25日から	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	時間額 1,169 円	令和7年 12月25日から	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を用いて行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務

あなたの賃金は
大丈夫？



最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



キャリアアップ助成金などの「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください。



キャリアアップ助成金

「千葉働き方改革推進支援センター」では、労働関係助成金の活用や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っていますので、ご利用ください。

（照会先：千葉働き方改革推進支援センター ☎ 0120-174-864



「賃上げ」支援助成金
パッケージ

【お問い合わせ】 最低賃金の詳しい内容については
千葉労働局賃金室 ☎ 043-221-2328 または最寄りの労働基準監督署へ

賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の
取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額が
わかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる
情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



賃金引き上げ特設ページのメニュー



MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介



MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能



MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合 計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職 種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>

